

慰安婦問題に関する日本政府の取組(ファクトシート)

1. 先の大戦に関わる賠償並びに財産及び請求権の問題について、日本政府は、米、英、仏等45か国との間で締結したサンフランシスコ平和条約及びその他二国間の条約等に従って誠実に対応してきており、これらの条約等の当事国との間では、個人の請求権の問題も含めて、法的には解決済みである。(韓国とは、1965年の財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定で、日韓間の財産・請求権の問題が「完全かつ最終的に解決された」ことを確認し、同協定に基づき、日本政府は韓国政府に5億ドルの経済協力を実施した。)
2. 加えて、日本政府は、1990年代以降、元慰安婦の方々の現実的な救済を図るため、元慰安婦の方々への医療・福祉支援事業や「償い金」の支給等(合計金額は、一人当たり500万円(韓国・台湾)、320万円(フィリピン))を行うアジア女性基金(AWF)の事業に対し、最大限の協力を行ってきた。また、AWFから個々の慰安婦に対して「償い金」及び医療・福祉支援が提供された際、その当時の内閣総理大臣(橋本龍太郎内閣総理大臣、小渕恵三内閣総理大臣、森喜朗内閣総理大臣及び小泉純一郎内閣総理大臣)は、自筆の署名を付したお詫びと反省を表明した手紙をそれぞれの元慰安婦に直接送ってきた。こうした努力の結果、1998年の日韓共同宣言・21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ-では、「未来志向的な関係を発展させるためにお互いに努力することが時代の要請である」とされた。
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/yojin/arc_98/k_sengen.html)
3. このような取組にもかかわらず、日韓間において慰安婦問題が改めて政治的な問題となった。元慰安婦の方々の癒やしを早期に実現するため、日韓両政府は、真剣に協議を行い、多大なる外交努力を経て、2015年12月、慰安婦問題に関する合意に達した。これにより、同問題が「最終的かつ不可逆的」に解決されることや、今後国際社会において、両国が本問題について互いに非難や批判を控えることが確認された。
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001664.html)のみならず、同合意に基づき、韓国政府は元慰安婦の方々のための事業を実施する財団を設立し、日本政府は同財団に対し10億円の支出を行った。
4. この日韓合意については、潘基文国連事務総長(当時)を始め、米国政府を含む国際社会が歓迎し、欧米メディア(ニューヨークタイムズ等)も高く評価しているのみならず、韓国人元慰安婦の多くも肯定的に評価している。現在、日韓の協力の下で、元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を実施しているところであり、これまで合意の時点で生存していた元慰安婦47名のうち、既に36名が事業に賛成し、そのうち既に34名が医療や介護といった支援を実際に受けている。このように既に高齢となっている元慰安婦のためにも、引き続き合意が着実に実施されることが重要である。
5. 2015年の内閣総理大臣談話に述べられているとおり、我々は20世紀において、戦時下、多くの女性たちの尊厳や名誉が深く傷つけられた過去を胸に刻み続ける。日本は、

21世紀こそ女性の人権が傷つけられることのない世紀とするため、リードしていく決意である。